

**緊急事態宣言に伴う、県外の患者様の入院ならびに手術にかかる制限につき
(2021年1月8日)**

2020年の暮れより2021年の1月にかけて、全国的に新型コロナウイルスの罹患者が急に増加しました。これを受けて香川大学付属病院においては、病院長ならびに感染対策室の指示により、香川県外の患者様の入院ならびに手術につき以下の制限が設けられました。

① 緊急事態宣言が発令された都道府県に居住している方は、宣言が解除されるまで原則として入院ができません。

② ただし、入院前に香川県内に1週間滞在いただき、かつ入院時のPCR検査にて陰性ならば入院・手術は可能です。

→たとえば1月25日入院の予定の場合には、1月18日に香川県においていただき待機いただけますと、(宣言のでている地域の方でも) 予定通り入院ができます)。滞在費はご自身の負担になります。

③ 外来診察には特に制限はありません(1月8日現在)。

当院での漏斗胸手術を希望されている患者様におかれましては、上記についてご理解を賜りますよう、なにとぞ御配慮のほどお願い申し上げます。

なお、感染のステージに伴い、上記の内容は変化いたします。逐次、当ホームページ(むねのかたち研究室)でご案内申し上げます。

2021年1月8日

香川大学 形成外科
診療部長・教授 永竿智久